規則

○原子力規制委員会規則第八号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の九第一項及び第二項並びに第四十三条の三の十第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年八月十日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の㈡の2の中欄の2の⑴及び下欄の4中「取扱う」を「取り扱う」に改め、同表の二の㈡の3の中欄の3の⑴中「限る。）」の下に「又は貯水設備（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）」を加え、同表の二の㈡の3の下欄の8中「の修理」を「に係るものの修理」に、「給水ポンプ又は主配管に係るもの（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）」を「給水ポンプ（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）、貯水設備（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）又は主配管（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）に係るもの」に改め、同表の二の㈡の8の⑹の中欄の⑴及び下欄中「燃料貯蔵設備」を「燃料設備（貯蔵槽又は容器に限る。）」に改める。

別表第二の各発電用原子炉施設に共通の下欄中「耐震設計上重要な設備を設置する施設に関する説明書（自然現象への配慮に関する説明を含む。）」を「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に改め、「最高使用温度」の下に「、個数」を加える。

別表第二の核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）（以下単に「設備別記載事項」という。）の沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項の1の⑴及び加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項の1の⑴中「取扱う」を「取り扱う」に改め、同表の核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項の4の⑺中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同表の核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の下欄中「新燃料又は使用済燃料を取扱う機器の燃料集合体の落下防止に関する説明書」を「燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書」に改める。

別表第二の原子炉冷却系統施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の5中⑼を⑽とし、⑻を⑼とし、同5の⑺中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同⑺を同5の⑻とし、同5中⑹を⑺とし、⑸の次に次のように加える。

⑹　安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	

別表第二の原子炉冷却系統施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の6の⑺中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同⑺を同6の⑻とし、同6中⑹を⑺とし、⑸の次に次のように加える。

⑺　安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	

別表第二の原子炉冷却系統施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の8中⑽を⑾とし、⑼を⑽とし、同8の⑻中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同⑻を同8の⑼とし、同8中⑺を⑻とし、⑹の次に次のように加える。

⑺　安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	

別表第二の原子炉冷却系統施設の中欄の設備別記載事項の沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の9中⑸を⑹とし、⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	

別表第二の原子炉冷却系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の4の⑹中「取付箇所」の下に「（主蒸気逃がし弁にあっては、吹出圧力及び吹出量を付記すること。）」を加え、同表の原子炉冷却系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次のように加える。

⑺　安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	

別表第二の原子炉冷却系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の5の⑵中「取付箇所」の下に「（加圧器逃がし弁にあっては、吹出圧力及び吹出量を付記すること。）」を加え、同表の原子炉冷却系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の6の⑺及び7の⑺中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同表の原子炉冷却系統施設の中欄の設備別記載事項の加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の9中⑽を⑾とし、⑼を⑽とし、同9の⑻中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同⑻を同9の⑼とし、⑹の次に次のように加える。

⑺　安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	

別表第二の原子炉冷却系統施設の中欄の設備別記載事項の蒸気タービンに係るものにあっては、次の事項の2の⑶中「給水ポンプの種類、原動機の種類、出力（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあっては、取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること。）、貯水設備の種類、容量及び個数」を「給水ポンプの種類（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあっては、名称、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること。）、原動機の種類及び出力（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあっては、個数及び取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること。）、貯水設備の種類、容量及び個数（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあっては、名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること。）」に改め、同2の⑷のイ中「場合は、」の下に「個数及び」を加え、同表の原子炉冷却系統施設の下欄中「非常用炉心冷却設備」の下に「その他原子炉注水設備」を加える。